

個人住民税均等割のみ課税世帯の皆さまへ

安中市物価高騰対応給付金 (均等割のみ課税世帯)のご案内

物価高騰対応給付金(均等割のみ課税世帯)は、個人住民税均等割のみ課税されている世帯を支援するために安中市が支給する給付金です。

給付金の支給額

1世帯あたり **10万円** ※1回限り

支給対象世帯

令和5年12月1日時点において安中市に住民登録があり、下記のいずれにも該当する世帯

- ・世帯員全員が**個人住民税所得割が課税されていない**。
- ・世帯員のうち1人以上が**個人住民税均等割のみ課税**されている。
- ・個人住民税均等割が課税されている方の扶養親族等のみで構成される世帯ではない(例)

①世帯主(均等割のみ課税)、妻(所得割非課税)、子(所得割非課税) → 支給対象世帯

②世帯主(均等割のみ課税)、妻(均等割のみ課税)、子(均等割のみ課税) → 支給対象世帯

③世帯主(均等割のみ課税)、妻(所得割非課税)、子(所得割課税) → 支給非該当

申請の有無 ※世帯の状況により異なります。

① 公金受取口座(マイナンバーに紐づけ口座)を登録されている方または令和2年に実施した特別定額給付金を世帯主の本人名義で受給した世帯

② ①以外の世帯

③ 令和5年1月2日以降に安中市へ転入した方もしくは未申告の方がいる世帯 等

給付金のお知らせ(ハガキ)が届きます

確認書が届きます(要返送)

申請が必要です
【申請期間】
令和6年3月8日
～令和6年5月7日

詳しくは裏面「ア」へ

詳しくは裏面「イ」へ

詳しくは裏面「ウ」へ

支給手続きの詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

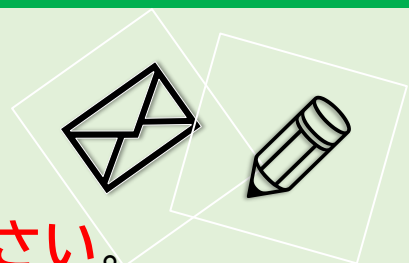
ア 公金受取口座を登録されている方または特別定額給付金を世帯主の本人名義で受給した世帯(ハガキが届いた世帯)

- 2月下旬以降に給付金のお知らせ(ハガキ)が届きます。
- 振込先口座等に変更がなければ、**手続きは必要ありません。**
- 振込先口座の変更を希望する場合は、期限までにご連絡ください。

※ 公金受取口座とはマイナンバーに紐づけた口座の事を指し、特別定額給付金とは令和2年に実施した給付金のこととなります。

イ 上記ア以外の世帯(確認書が届いた世帯)

- 3月中旬以降に確認書(封筒)が届きます。
- 中身を確認して、**必要事項を記載のうえ、添付書類と一緒に市に必ず返信してください。**



ウ 令和5年1月2日以降に安中市へ転入した方もしくは未申告の方がいる世帯

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに、窓口または郵送で申請してください。



市ホームページもご参照ください👉

! 給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署が警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

○安中市役所

(本庁)福祉課社会福祉係

027-382-1111(内線1152、1153)

(支所)住民福祉課福祉子ども係



027-382-1111(内線2154、2155)

受付時間 平日8:30~17:15

◎配偶者やその他の親族からの暴力(DV)等により避難しており、住民票の異動手続きが困難な方は、所定の手続きをしていただくことで、給付金を受け取れる可能性がありますので、ご相談ください。

※この給付金は、国の重点支援地方交付金を活用した事業です。